

**福祉灯油購入助成の申請はお済みですか**

申込期限は12月15日(月)までとなっておりますので、次の要件に該当される世帯の方は保健福祉課福祉係までお申込み下さい。

■助成対象世帯(社会福祉施設等入所世帯・生活保護受給世帯は除く。)

○共通要件

- ・平成20年11月1日現在小平町に住所を有し、実際に居住していること。
- ・世帯員全員が、今年度の住民税が非課税であること。

○世帯別要件

- ・満年齢65歳以上の高齢者だけが構成される世帯であること。
- ・配偶者と離(死)別により、夫(妻)が独立して20歳未満の児童を扶養しているひとり親等世帯であること。
- ・両親の死亡、行方不明等により20歳未満の児童を扶養しているひとり親等世帯であること。

- ・世帯主が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている世帯、又は、同居者に療育手帳区分Aランクの交付を受けている方がいる世帯であること。

◎申込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係  
内線 272・273・287

**平成21年5月21日から『裁判員制度』がスタート！  
裁判員制度に対する疑問にお答えします**

**Q 裁判員制度とは、どのような制度ですか？**

A 裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを決める制度です。  
裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に、国民の視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

**Q 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？**

A 「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある場合には、辞退することができます。  
辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの方がいるのか、裁判員として参加することが事業にどのくらい影響があるのかなどを考慮することになります。  
裁判員になる方の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えておりますので、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

**Q 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？**

A 事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。  
不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

今後も、裁判員制度の実施に向けて、皆さんにさまざまな情報をお知らせしていきます。裁判員制度についての詳細は、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) でも紹介していますので、是非ご覧ください。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆さんが参加することに意義のある制度です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

小平町選挙管理委員会 ☎56-2111

旭川地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎0166-51-6255